

北宋時代の盛時に於ける

監當官の配置状態について

幸

徹

序

唐の中葉より開始された茶・鹽・酒麴・礬・商税などの権法は、北宋の州縣制に基づく中央集権體制の確立と關連して、史上稀な整備を見た。例えば、商税制度だけについても、「一州一徵」のような制御された徴收制度⁽¹⁾の存在を見るのは、中央集権下の権法の整備を示すのに充分である。

権法の網の目を全國隅なく徹底させる爲には、無數の諸種場務が必要となるのは當然である。その故に、唐末・五代から無數の場務が配置されていた。中央集権を志す北宋朝廷にとっては、州縣制との密接な關連の下に、此等無數

場務の監督體制を整備する必要が大きかった。こうして、五代のような吏人場務監督者が廢されて、正式の官員を場務監督者として配置する政策が實行される事となった。これが「監當官」と呼稱される官員である。

監當官の種々な名稱については、諸種官營場務の分布状態との關連の下に、既に考察を試みている⁽²⁾。又、監當官初置の意義や、その増置・推移や、官資・地位の低下等についても、既に考察を試みて來た⁽³⁾。要するに、監當官は、地方財務の中央集権上、五代の吏人監督者とは比較にならぬ程の役割を果しているのである。

監當官に就いては、右の様な論考によってその一應の外郭が判明すると思う。そこで、本稿では監當官に關する論

考の核心となる監當官配置状態についての詳考を試みたいと思う。権法上・財政上に於ける監當官の重要な役割は、権法關係地方財務の中央集權の職責を地方末端場務に於いて執行する點にあつた。しかし、監當官がいくら重要な役割を有していたとしても、北宋朝の官營の鹽・酒麴・商稅場務併せて五千餘ヶ所の場務分布状態と對比して、若し監當官の配置數が餘りにも少く、その配置が極めて限られた地點の場務のみに限定されていたとすれば、監當官意義の論考にも拘わらず、實際には監當官は殆んど意味の無い形式的配置のものに墮するからである。加えて中國の歴代史家の中には、監當官を極めて限定配置されていたものとする説を爲す者が多いから尚更である。此の故に、本稿の唯一の論の焦點は、全國五千餘ヶ所の場務分布の實相と對比して、どの程度にまで監當官が配置されていたかを考究することにあり事となる。

一 監當官配置状態についての從來の誤解

北宋朝盛時の諸種場務分布状態と對比して、どの程度にまで監當官が配置されていたであろうか。此の問題につい

て、先に私見を簡単に述べると、全國の大・中・小・微小の各都市を通じ、官營場務が置かれていた都市の八割程度にまで、監當官が配置されていたと考える。具體的に述べると、鹽・酒麴・商稅等の場務は、一都市に二・三種づつ併在するのが普通の状態であるから、端的に言うと、五千餘所の官營場務の置かれた約二千地點の都市の中、約千六百地點即ち八割の都市に監當官が配置されていたと考えられるのである。監當官の定員數で云うと、一地點都市各一人とすると、計千六百人必要であるが、州治や縣治や大鎮等の比較的大都市の諸種場務には、二人乃至四人程度の監當官配置が行われているので、一地點都市最低平均一・五人と見れば、最低二千五百人程度の監當官が全國に配置されていた事となる。此の見解の詳細は後節で論ずる所であるが、ともかく監當官は此の程度に稠密に全國隅なく配置されていたと考えるわけである。

ところが、從來の監當官配置に関する觀念には、監當官は極めて限定された地點に極めて小人数が配置されていたと誤解しているものが多い。その誤解の原因は、誤った資料に準據したり、或いは監當官の一面を傳えた資料を擴大

解釋したりして、誤った先入観を形成した事によるのであるが、そこで、先づ監當官配置に關する誤解の實情を見、次いでその原因を源にまで遡つてみようと思ふ。

監當官配置を極めて限定されたものと考えている最近の研究者には、中華民國の宋晞氏がある。氏の説によると、商稅場務監當官の配置状態は次の様に述べられている。

北宋商稅、既爲國家重要財源之一、則監稅官的人選自當慎重、……(中略)……、五代軍閥割據的局面下、地方政治的腐敗稅收的紛亂是其中的一項、宋初太宗頗有決心以矯正此弊、乃派京朝官、出去整頓、一新耳目、……(中略)、這種措施並不僅限於宋初的、眞宗以後、更規定稅額高的地區、特別選派親民官去監臨、如長編景德二年六月癸未、『詔諸州商稅年額及三萬貫以上者、令審官院選親民官監蒞、仍給通判添支』、王林燕翼詒謀錄卷五親民官監稅條、且說出何以要遣親民官的原因文云、『商稅之任、今付之初官小使臣或流外校尉副尉、州郡縣令亦鄙賤之、曾不思客旅往來、鄉民入市、動遭竭澤、又復營私、掩爲己有、害民有甚焉者、眞宗景德二年六月癸未、詔商稅三萬貫以上、選親民官監、給通判添支、所以重譏征之

寄』、由上看来、政府對商稅收入的重視可以概見了。

これを要約すると、商稅場務は國家財政の上で重要であるから、その監當官は慎重に人選し、年收三萬貫以上の商稅場務には親民官の監當官を配置したと云ふ事となる。そして、更に燕翼詒謀錄の記事によって自説を固めているわけである。

此の宋晞氏の説には、先づ監當官の基礎的な事がらに關する見落しが三件ある。その一つは宋初の監當官重視策は太宗に始まるのではなく太祖に始まっているのを見落していること、二は配置された官員は親民官や京朝官だけではなく武臣・三班使臣・幕職官・州縣官等の全官資にわたっている事を見落していること、その三は商稅場務だけが重視されたのではなく鹽・酒麴・茶など全場務の監當官が重視されたものであるのを見落していることである。此のように監當官に關する基礎的考察が備つてないので、氏の説では、監當官は重視された事があつたとか、他面輕視されることもあつて左遷によって監當官とされる場合があつたとかの、矛盾したままの斷片的事實を示すに止まり、監當官重視と輕視との矛盾さえ、放置したままで終る結果とな

っている。だから監當官配置状態というような根の深い問題になると、考察は殆んど及ばない事となる。

さて、氏の監當官配置に關する説は、前掲の説に極めて曖昧な形で示されているだけである。それによると、氏は長編景德二年六月癸未の條の「詔、諸州商稅年額及三萬貫以上者、令審官院選親民官監蒞、仍給通判添支」とある記事の意味を擴大解釋して、監當官は親民官だけが任命されたもので、且つ年收三萬貫以上の場務だけに配置するのを原則としていたと解するのである。此の説によると、三萬貫未滿の場務には監當官は全然配置されなかつた事となる。

というのは、氏は京朝官・高級武官等親民官の枠に入り得る官員以外の三班使臣・幕職官・州縣官等官資官員の監當官としての存在を全然見落しているからである。そこで、氏は宋會要輯稿職官の項に見られる左遷監當官の配置された場務名稱と、宋會要輯稿商稅統計の課額とを對比して、三萬貫未滿の場務に京朝官・高級武官の監當官が餘りにも多く配置されているのを見出した際に、「豈不是與景德二年的商稅年額在三萬貫以上派親民官去監給的詔令相違背？」と、自己矛盾を發見しながらも、「原來法令是法

令、事實是事實」と諦めて、矛盾の探求を全くなぞりにする事となつた。

宋晞氏の此のような監當官配置説を認めると、監當官は、商稅場務だけに限らず、どのような場務でも、年收三萬貫以上の場務だけに配置するのを原則とした極めて限定されたものとなる。その場務數は全體の一割にも達しない。先述した筆者の廣範且つ稠密な監當官配置説との差は極めて顯著であらう。かかる宋晞氏の監當官配置に關する明白な誤解は、氏の引用した「長編」景德二年六月癸未の條の意味の擴大解釋によるのは明らかであるが、此の誤解の基本的原因は、宋晞氏が傍證として引用している「燕翼詒謀錄」の記事に大半の責任があると思われる。そこで、もう一度、直接に王楙の燕翼詒謀錄卷五・親民官監稅の記事を引いて、その内容を検討し、王楙の監當官に關する説を確認しようと思う。その親民官監商稅の記事によると、

商稅之任、今付之初官小使臣或流外校尉副尉、州郡縣令亦鄙賤之、曾不思客旅往來鄉民入市動遭竭澤、又復營私掩爲己有、害民有甚焉者、眞宗景德二年三月癸未詔、

「商税三萬貫以上、選親民官監、給通判添支」、所以重
 譏征之寄、近時理親民資序爲監當者、未之聞也、往々以
 爲浼己、不肯褻就矣、然朝廷以場務之寄、責之長貳縣
 令、知監當之難於其人也、故康定元年六月壬子詔、「天
 下州縣課利場務、十分虧五釐以下、知通縣令罰俸一月、
 一分以下兩月、二分降差遣、增二分陞陟差遣」、賞罰不
 及於監當、有深旨矣。

とある。此の王栴の北宋監當官に關する説を見ると、先の
 宋晞氏の監當官配置状態についての誤解は、總べて此の説
 に根ざしている事が知られよう。此の記事に見える王栴の
 監當官に關する説の誤りは何處にあるかと云えば、宋晞氏
 の誤りであつた監當官重視策開始の時點の問題や、商稅場
 務監當官偏重説等には、王栴は一應關係無いとしても、第
 一には監當官の官資を親民官（京朝官・高級武官の相當部
 分）に限定した點が大きな誤りであり、その結果、第二の
 誤りとして、監當官配置状態について年收三萬貫以上場務
 限定説が内部に包藏される事となつていたのである。具體
 的に第一の北宋の監當官は親民官に限定されていたとする
 説から見よう。王栴は一方では景德二年六月癸未の詔を引

用して、北宋では親民官を監當官として配置した監當官重
 視策があつた事を述べ、又一方では康定元年六月壬子の詔
 を引用して、監當官の任重く親民官の就任する人員の少い
 事から、州縣の大部分の場務は「長貳縣令」である知州・
 通判・縣令の兼職に委ねられたと述べている。此の兩資料
 引用だけに依存する説からすると、親民官以外の監當官の
 存在は否定される外はない。何となれば、三萬貫以上の場
 務は親民官が監當官に當たり、親民官が當たるを肯じない
 三萬貫以上場務や三萬貫未滿の州縣の場務は通判・縣令が
 兼職するので、親民官以外官員の監當官は何處にも監當の
 餘地が無い筈だからである。若しあるとすれば、引用した
 兩資料について、いづれかに内容上の矛盾を生ずる筈であ
 る。王栴は監當官の官資については此の様に考へていたの
 である。監當官の官資を此の様にして親民官だけに限定す
 ると、必然的に第二の誤解點である監當官配置場務は三萬
 貫以上とする監當官配置に關する説が生じて來る。こうし
 て、王栴はその燕翼詒謀錄卷五・親民官監稅の項に於い
 て、北宋の監當官は親民官だけに限られ、而も年收三萬貫
 以上の場務だけに配置されたとする監當官配置説を漠然と

した文章で形成してしまつたのである。

王栾という人物は、宋代研究上の好記事を含むので有名な燕翼詒謀録の著者であり、且つ北宋とはさ程の年數を経ぬ南宋人であつたのであるから、北宋時代の監當官に就いても、此の様に知識が薄弱であつたとはい底思われず、監當官についての此の記事を、一概に大きな誤りであると決めつけるのは早計と感ぜられる。だがそれにしても、どうして此の様な曖昧な説を述べたのであろうか。辯護の餘地は無いものであろうか。第一の誤りである監當官に親民官とする説については、若干辯護の餘地がある。即ち、王栾は南宋時代の監當官と北宋時代の監當官とを比較し、「南宋時代では、監當官は殆んど『初官・小使臣・流外校尉・副尉』が任命されていたのに對し、北宋時代では、『親民官』と呼ばれる高級官員が監當官に任命される事もあつた位に、監當官は重視されていた」と述べているだけであつて、言外に、その他にも三班使臣・幕職官・州縣官などの官資の監當官が配置されていたとする理解が認められなくもないので、王栾は必ずしも北宋時代の監當官は總べて親民官であつたと述べていないと辯護出來ぬ事もない。け

れども、續いて康定元年六月壬子の詔を引用して、「監當官は相當に重要なポストなので、辭退等によつて親民官の監當官が不足する場合には、監當の職務は通判や縣令に兼任させた」として、此の場合の年收三萬貫場務を含み、大部分が三萬貫未満である「天下州縣課利場務」が通判や縣令の兼任によつて管理されていたと述べているのであるから、此の部分の説と矛盾しない事には、どうしても親民官以外の中下級官員の監當官の存在を認めるわけにはゆかないなり、従つて王栾の監當官に關する説には、最早辯護の餘地が無くなるのである。而も王栾が通判・縣令の監當職務兼任資料として引用した康定元年六月壬子の記事が、實は異なる意味内容の資料であつて、王栾がその意味内容を誤解しつゝ資料として引用しているのに至つては、尚更辯護の餘地が無い。此の記事の原文は、長編卷一二七康定元年六月壬子の條に、

詔三司、天下州縣課利場務、自今逐處總計大數、十分虧五釐以下、其知州通判幕職知縣、各罰一月俸、一分以下兩月俸、二分以上降差遣、其增二分以上陞陟之。

とあつて、王栾の引用に比して記事内容が正確である。此

の記事によると、その内容は、實は「逐處總計大數」の文でも明らかのように、一州或いは一縣の内の總べての場務の年收を總計した上での課額達成責任を、州の場合には知州・通判・實職幕職官に、縣の場合には知縣に、間接的に負擔させようとするものである事が知られる。此の外に場務の課額達成の直接責任を取る監當官が各場務に配置されていて、その責任規定が別に作られている事を見逃がしてはならない。⁽⁹⁴⁾此の様な場務課額達成の責任制に基づく場務監督體制が出来ていたのに、殊更に此の記事の内容を曲解して、知州・通判・縣令が場務監督を兼任していた資料として取扱い、而も「賞罰不及監當、有深旨矣」などと、見當違いの事をさも意味あり氣に述べて、誤解の上塗りをやっているのは全く論外の沙汰である。課額が達成出来なければ、責任はいくらでも監當官に及ぶのである。此の様に、王楙の「親民官監稅」の文は、その引用した資料について、景德二年三月癸未の記事については内容擴大解釋の誤りを犯し、康定元年六月壬子の記事については内容把握の誤りを犯し、加えて兩資料解釋間の矛盾を犯しているの

で、具體的には、監當官を親民官だけに限定し、且つ年收三萬貫以上場務だけに監當官配置を限定するという誤説を形成する結果となった。知識の曖昧未整理な段階で述べられた文章は、その分析を進めると、當人でも意外な矛盾が導き出される事があるが、王楙の此の場合もその例であろうか。此の様な矛盾に満ちた記事を監當官解釋の一等資料として利用するのは、如何に危険であるかが知られる。宋晞氏の監當官に關する敘述の誤りと矛盾は、殆んど王楙の此の誤りと矛盾に胚胎していると云えるのである。⁽⁹⁵⁾

監當官配置状態に關する宋晞氏やその準據した所である王楙の監當官配置限定觀には、更にその準據した所の起源があつたようである。その起源としての説とは何かと云うと、それは現在でも經濟史研究上尊重されている宋史食貨志の商稅の部の劈頭記事である。それには、

商稅、凡州縣皆置務、關鎮亦或有之、大則專置官監臨、小則令佐兼領、諸州仍令都監監押同掌。

とある。此の記事によって説明されている監當官配置状態を見ると、先づ、「小則令佐兼領」とあるから、縣内所在の中小場務には監當官は殆んど配置されなかつた事となる。縣内場務に監當官を配置しないのであるから、「大則

專置官監臨」とある監當官配置の大場務とは、大部分は府・州治に限定される事とならう。鎮以下の小場務に至っては、「關鎮亦或有之」とて場務は置かれていないが、その監當官は考慮の中にも入っていないようである。宋史食貨志の此の記事に依る限り、監當官配置状態は州治以上の大場務のみに限定される外なく、年收三萬貫以上の場務が連想されて來るのである。宋史食貨志の此の様な漠然とした監當官配置限定観は、王栻の燕翼詒謀錄に述べられている所と極めて類似してはいないか。だから、此の宋史食貨志の記事が王栻に大きな影響を與えたと思ふわけである。云うまでもなく、宋史の編纂年代は元の時代であり、王栻は南宋の人であつて、年代は逆であるが、宋史の典據とされた宋朝各皇帝の「國史」は、北宋初期から繼續編纂されているのであるから、王栻は宋朝の「國史」を充分讀み得る筈であつて、内容の影響關係に矛盾は考えられない。北宋皇帝のどの「國史」に此の宋史食貨志の記事が出ていたのかは興味深い問題である。

宋史食貨志商稅の項の監當官配置に關する此の記事は、「文獻通考」の編者である馬端臨にも、監當官配置觀につ

いて大きな影響を與えている。卷一四征權考一征商の項の「李重進平、以宣徽北院使李處耘知揚州、樞密直學士杜韓監州稅云々」の條の按文の一つに、宋朝國史から引用したと見られる先掲記事を掲げ、その間に自注を入れて解説を施しているのがそれである。即ち、

凡州縣皆置務、關鎮或有焉、大則專置官監臨、「景德二年詔、諸路商稅年額及三萬貫以上、審官院選親民官監蒞」、小則令佐兼領、諸州仍令都監監押同掌之。

とある記事である。「李重進平云々」の條に附された按文は、みな五代節度使時代の無統制な商稅徵收が北宋に入つて統制整備されたことを示す爲に引用したものであるから、此の記事も、北宋商稅制度の整備の有様を示す爲に、馬端臨が恐らく宋朝國史から引用したものと思われる。此の様な背景の下に引用して來た宋朝國史の記事の間に、長編に見える景德二年詔の記事を挿入した馬端臨の監當官に對する考え方は自明である。即ちそれを要約すると、「北宋時代に入つて、商稅制度は整備され、偶なく置かれた場務の内、大場務は專置の監當官によつて統制し、縣以下の中小場務は縣令・縣丞によつて統制する體制が出來た。監

當官の置かれた大場務とは、景德二年詔の記事に見られるように、年收三萬貫以上を云うのである。」という内容になる。馬端臨の監當官配置に關する考え方は全く宋朝國史の影響下にあった事が知られよう。監當官配置場務を年收三萬貫以上などと解したのは、先述の陥り易い連想に馬端臨が陥っていた事を如實に示すものである。

以上のように、監當官配置状態に關する從來の考察を追求して來ると、監當官配置を極めて限定されたものと考へる配置觀は、その源がすべて宋朝國史に歸結するものである事が知られる。宋朝國史が監當官についてどうして此の様な表現をしたのかという事については、それ相當の根據がある筈である。と云うのは、北宋時代に於いてこの様な極めて限定された監當官配置状態にあったのは極初の太祖・太宗時代に實際見られるから、その様な監當官配置状態を基にして述べられたものと思われる此の記事は、恐らく元は太祖或いは太宗國史に載せられていたのでは無いかと考へられる。太祖・太宗朝の國史までは妥當であつた商稅監當官の此の記事を、若し、その後の宋朝國史食貨志がそのまま掲載したり、當時の史家や其の後の史家がそのまま引用

したりしたとすれば、そのような國史編纂官や史家が輕率の誤りを犯した事となるのである。ともかく、現存宋史食貨志商稅の項の此の監當官に關する記事が、宋朝國史のどの朝の國史食貨志に載せられていたか、その記事の繫年は何時かというような詳細な考察は、書誌學上の複雑な手續が必要で俄に結論も出まいから、一應別考に委ねるしかない。それにしても、此の宋史食貨志の記事は、初期の宋朝國史の記事と見られる性格が濃厚であり、又そう見ないと此の記事の内容が生きて來ないのである。要するに、宋史食貨志に残っている宋朝國史の此の記事は、その監當官配置限定觀を以て、一は間接的に王楙に影響を與え、一は全く直接的に馬端臨に影響を與えている事が知られる。そして宋晞氏は、此の兩者の影響を直接的且つ全面的に受けているわけである。此の様に見て來ると、監當官配置状態と云うような只一つの問題についても、その誤解の根は意外に深く、依據資料を原典に近く遡れば遡る程、原典の史家の先入觀に與える影響力が如何に強大であるかという事を見るのである。

二 監當官配置状態

全國隅なく置かれていた諸種の官營場務分布と對比して、監當官は一體どの程度にまで配置されていたのであろうか。これまでは、監當官配置状態を極めて狭く限定するのは大きな誤りであると云う事と、その誤りの説の系譜を原典にまで辿つてみたのであるが、此處ではいよいよ實際の監當官配置状態を論考してみようと思う。

宋會要輯稿食貨の諸統計によると、北宋の熙豐年間前後には、鹽・酒麴・商税の官營場務だけで全國に五千を越える數の場務が置かれていた事が知られるが、その中、どの程度の規模及び數の場務に監當官が配置されていたのであろうか。監當官配置の場務規模として、當然その場務の年收即ち「課額」が考えられる。そこで、この監當官配置状態の考察は、課額の多い場務から順次に少い場務へと展開させて行く事とする。

課額の多い大場務に監當官を配置した事は、宋史食貨志を初め多くの記事から認められる所であるから、改めて述べるまでもないが、その課額としては、先に見たように年

收三萬貫という數字が注目される。王栴の燕翼詒謀錄や馬端臨の文獻通考に引用されていた所の長編卷六〇、景德二年六月癸未の條に、

詔、諸州商稅年額及三萬貫以上者、令審官院選親民官監蒞、仍給通判添支。

とある記事が先ず目につく。王栴や馬端臨や宋晞氏などは、此の記事を以て大場務と親民官の監當官とを全面的に結びつける監當官配置基準と見、三萬貫場務＝監當官配置＝親民官の身動きのならぬ圖式を想定したのであるが、實は此の様な記事はいくらでもあつて、王栴・馬端臨・宋晞氏のように、此の記事を核にして一概に身動きのならぬ圖式を形成し、それを擴大適用すべきものではない事が知られる。例えば、長編卷一四六、慶曆四年二月辛亥の條に、

詔、舊制諸道權酷課滿三萬貫、舉官監臨、歲滿而課贏者、特獎之、如聞州縣吏不務民政、多干請爲監臨官、自今滿五百萬以上、方聽舉官。

とある記事は、課額三萬貫の酒場務の監當官配置の資料であり、宋會要職官五九考課、元祐五年二月二十三日の條に、詔、府界諸路三萬貫已上課利場務、二年併虧及監官不

職、許令轉運司提舉司別舉官。

とある記事は、商税や酒の場合に勿論、鹽や茶等の諸種課利三萬貫以上場務の總てに監當官の配置が行われていた事を示す資料である。だから、王楙・宋晞氏のように、商税場務の三萬貫場務監當官資料だけを取上げて、商税場務だけが政策上重視されたかのように論ずるのからして、先づ資料取扱上の誤りである事が知られる。此等の記事の外にも、三萬貫場務監當官の資料は多い。宋會要職官五六官制別錄、元祐元年閏二月八日の條に、

詔、應沿邊州軍城寨巡檢都監監押寨主巡防諸路捕盜官及課利係三萬貫已上場務、舊係舉官員闕處、許依舊奏舉、如數內今來事務稀少不消奏據、及事務繁劇合舉官去處、具因依窠名、各限一月奏聞。

とある記事や、長編卷三九六、元祐二年三月戊午の條に、吏部言、請諸路科利場務、三萬貫以上舉官如故、其不及處從本部差注、罷京西京東河北陝西路轉運使奏差法、從之、仍詔、如有不職、聽轉運司別舉官以聞。

とある記事や、長編紀事本末卷一〇〇、紹聖三年四月乙酉の條に、

戶部侍郎吳居厚言、諸路課利場務及三萬貫已上者、並依元豐條舉官監、仍各委本路轉運司奏舉、從之。

とある記事などは、先に掲げた三萬貫商税場務監當官資料や、三萬貫酒場務監當官資料や、三萬貫諸種課利場務監當官資料等と全く同様の性格の資料で、此等の諸資料を通じて基本的な内容は、「舉官法」と云われる所の或る官職のポストに適材適所の官員を配置する官員法であることである。親民官を監當官に舉官するとあるのは、初めの三萬貫商税場務監當官の記事だけである點に特に注意を要する。

と云うのは、本來知州通判等の行政職に當てられるべき親民官を場務の監當官に當てたのは、若干の時期の間だけで、普通の場合には、要するに適當な官員を三萬貫以上の場務の監當官に舉官していたと云う事である。此の様に三萬貫場務監當官資料を見て來ると、王楙・馬端臨・宋晞氏のように、此等の多くの三萬貫場務監當官舉官法に關する記事の中から、而もその特異な一例の記事だけを取上げて、そのまま監當官配置資料として扱ふ事には、最初から大きな無理があることが知られる。その無理を犯したからこそ、「大場務」監當官配置「親民官」の身動きのならぬ圖式が想定

されることとなり、その狭小な監當官の理解の枠の中から、先述の誤解や矛盾が生ずる結果となったのである。

要するに、此の様な場務監當官學官法の記事内容の焦點は、三萬貫場務そのものの管理監督の爲に、そのポストへの官員を選出する方法だけにあるのであって、監當官の側や親民官の側などには全然無いのであるから、三萬貫場務と監當官と親民官との關係が一義的に規定される筈は全く無いわけである。具體的に云うと、監當官の側については、監當官は三萬貫以上場務だけに限定されず三萬貫未満場務にも配置されていても差支えないし、親民官の側については、親民官が監當官の職務に當る場合には必ずしも三萬貫以上の場務だけに規制されず三萬貫未満場務に配置されていても差支えないのである。端的に云うと、景德二年六月癸未の商稅場務監當官の記事は、「三萬貫以上の場務監當官には原則として親民官だけを配置することとせよ」というだけの意味である。此の記事によって全面的規制を受けるのは、三萬貫以上場務だけであつて、監當官や親民官の方は規制を受けぬ概念内包の方がはるかに廣いのである。

三萬貫以上場務は、その他の中小場務に比べると比較的に重要であつたから、その監當官の擧官の點を特に重視したわけであるが、その他にもいろいろな點で、三萬貫以上場務及びその監當官が重視された事を示す規定が見られる。長編卷五四一、元豐六年十一月丁巳の條に、

開封府言、據司錄司抵當先行所言、熙寧十年始立年額、其賞罰條約、依三萬緡以上場務法、自元豐元年至五年併增、當立新額、戶部詳度、欲酌中用元豐二年三萬九千七百緡爲新額、從之。

とある記事は、三萬貫以上場務に、それ独自の課額達成をめぐる賞罰條約があつた事を示すものであり、宋會要職官五七俸祿の添支の項に、

朝臣監當物務、錢十五千、米三石、麵五石、羊五口、儻七人、馬三疋。一等、錢十千、米二石、麵五石、羊三口、儻五人、馬二疋。一等、錢七千、餘同上。一等、麵二石、儻三人、餘同上。一等、羊二口、餘同上。內三萬貫已上、比通判鳳翔舊式。並如最低等。

とある記事は、三萬貫以上場務監當官が、官員の職務給である「添支」の面でも、一般の三萬貫未満場務監當官に比

して重視優遇され、通判と並ぶ給與を得た事を示すものである。

以上のような種々の三萬貫以上場務監當官資料の検討によつて、三萬貫以上場務は比較的重要であるから種々獨自な規定を有し、特にその監當官には三萬貫以上場務という格式の「舉官法」を有し、課額達成の爲に獨自の賞罰條約を作り、且つその監當官の「添支」も優遇された事が知られる。三萬貫以上場務監當官資料の内容は此の様なものであつたのである。

さて次は、場務の監當官配置状態の考察をもう一段掘下げて、三萬貫未滿場務には、監當官はどの様に配置されていたかを考察しよう。先述したように、三萬貫以上場務に監當官が配置されていた事は、多くの三萬貫以上場務監當官資料によつて、充分に知られる所であるが、それらの資料は、あくまでも三萬貫以上場務の側に記述の焦點を置いたものであつて、その監當官の側や親民官などの官資の側に焦點を置いたものでは決してないから、「大場務」監當官「親民官」の圖式を描く事は大きな誤りで、監當官は三萬貫未滿場務にいくら配置されていても差支えないし、親

民官の外にも他の官資の官員がいくら監當官として配置されていても不思議は無い事を述べた。だから、先に掲げた三萬貫以上場務監當官資料の記事の中に、早速三萬貫未滿場務監當官の記事が矛盾なく納っているのを見出す。即ち長編卷三九六、元祐二年三月戊午の條に、

吏部言、請諸路科利場務、三萬貫以上舉官如故、其不及處從本部差注、罷京西京東河北陝西路轉運使奏差法、從之、仍詔、如有不職、聽轉運司別舉官以聞。

とある記事である。此の記事によると、「其不及處從本部差注」とあつて、三萬貫以上場務監當官の外に、三萬貫未滿場務の監當官が配置されており、此の監當官にも舉官法によつてや或は吏部流内銓によつて、官員の配置された事が知られる。監當官を三萬貫以上場務に限定するなどは、到底無理である事が知られよう。此の記事では、舉官法や吏部流内銓によつて配置される三萬貫未滿場務の監當官は、どの程度の課額まで配置されていたのか下限がわからない。だが長編卷三四四、元豐七年三月壬戌の條によると、

京西路轉運判官沈希顔言、本路酒稅監官關員及不職、乞不拘常制、奏差公幹文武官、戸部言、内外官司罷舉已著

令、詔課利及萬緡以上、依希額所乞。

とあって、三萬貫未滿監當官の配置の行われたのは、一萬貫以上の場務であった事がわかる。此等の二つの記事に依ると、熙豐年間に罷められた擧官法が、その利點の爲に元豐七年三月に至って一萬貫以上場務の監當官に復活され、それが更に元祐二年三月になると、再び擧官法が制限されて三萬貫以上場務監當官だけに適用され、一萬貫以上三萬貫未滿場務監當官は吏部流内銓の差注に任される事となつたのが知られる。

一萬貫以上場務（一萬貫以上三萬貫未滿場務）も比較的重要であつたので、前掲の記事に見られるように、三萬貫以上場務に類似する擧官法が行われたわけで、その監當官の添支についても同様な規定が見られる事となる。次の記事は、一萬貫以上場務監當官の添支にそれ独自の規定のあつた事を示すものである。即ち宋會要輯稿職官四三、都大提舉茶場公事陸師閔劄子奏、……（中略）……、諸幹當

公事官、川路二年陝西二年半爲一任、供給依解字所在州簽判例、京官以上及大小使臣、各隨本資添支、本資無添

支者、依監一萬貫場務例給。

とある記事で、此の記事は「州簽判」即ち州簽署判官廳公事の官員の添支規定と同様に、一萬貫以上場務にも独自の「監一萬貫場務添支例」が行われていた事を示すものである。その監一萬貫場務添支例とは、先に「朝臣監當場務」の部分に掲げた所の宋會要輯稿職官五七俸祿の添支の項に見える記事であろう。それには、朝官の他、京官については、

京官監當物務。錢七千、米三石、麵五石、羊五口、僦五人、馬二疋。一等。羊三口、餘同上。一等。米二石、麵三石、僦三人、餘同上。一等。羊二口、餘同上。一等。錢五千、麵四石、僦三人、餘同上。一等。錢四千、餘同上。內三萬貫已上、如通判諸州軍舊式、並錢五千、餘如最低等。

とあり、高級武官や三班使臣については、

諸丞^副監當萬貫課利已上、諸司使至帶職供奉、錢十千、米三石、麵三石、羊五口、僦七人、馬三匹。副率至帶職侍禁、錢七千、米一石、麵三石、羊七口、僦三人、馬二匹。內常侍、錢八千、餘同上。侍禁帶職殿直至殿頭、錢

六千、麴三石、僂二人、餘同上。殿高品、錢五千。奉職高班内品、錢四千。借職殿侍黃門内品、錢三千、馬一匹、餘各同上。内收及三萬貫、諸司使率府率已下、比都監。

とあり、鐵錢が銅錢と異なる比價で使用されていた四川や揚子江上流地方では、又別に規定されていて、

凡川峽鐵錢界、則別定差給之制、(中略)、監當差遣各比類定給。朝臣及供奉官、鐵錢五十千、米三石、麴五石、羊五口、僂五人、馬三疋。侍禁、鐵錢四十千、米三石、麴五石、羊三口、僂七人、馬二疋。殿直京官、鐵錢三十千、僂五人、餘同上。比折銅錢三萬貫以上。將作監主簿、鐵錢三十千、米二石、麴二石、羊二口、僂二人、馬一疋。奉職及萬貫以上監簿、鐵錢二十五千、米三石、麴三石、羊二口、僂二人、馬二疋。借職、馬一疋、餘同上。内供奉官三萬貫以上、並比監押四等添支。仍分親民監當、視課利兩項凡三等。云々

とある。此のように一萬貫以上場務資料を検討して來ると、一萬貫以上場務にも、必ず監當官が配置されていた事が知られる。そして、一萬貫以上場務も比較的重要であつ

たから、三萬貫以上場務の場合と同様に、種々の規定を有していた事も認められる。先に三萬貫以上場務の際に問題になつた監當官の官資の制限の有無の點も云うまでもなく解決されていて、「親民官」も「京・朝官」も高級武官も三班使臣も廣く一萬貫以上場務に監當官として配置されていた事も確認される。だが、此等の資料分析に際して特に注意すべきは、記事内容の焦點は、既に三萬貫以上場務記事について述べたように、あくまでも一萬貫以上場務の側だけであつて、監當官や官資の側には無い事である。だから、此等の一萬貫以上場務資料の中に、一萬貫未滿場務の記事が全く見られないからと云つて、必ずしも、一萬貫未滿の場務には最早監當官は配置されなかつたとは、すぐには言えないのである。というのは、此等の記事は一萬貫以上場務及び三萬貫以上場務だけに關する特別の規定に屬するものだけであつて、一萬貫未滿場務監當官の存在を別に否定していないから、一萬貫未滿場務監當官が實際に配置されていて不思議は無いし矛盾も無いのである。一萬貫以上場務資料の内容は此の様なものである。

さて、場務の監當官配置状態の考察をもう一段掘下げ

て、一萬貫未満の場務にも監當官が配置されていたかどうかを考察してみよう。長編卷一〇六、天聖六年十月甲戌の條に、

河北轉運使言、天下場務歲課三千緡以上者、請差使臣監臨、上謂輔臣曰、歲入不多而增官、得無擾乎、甲戌詔、歲課倍其數乃增使臣。

とある記事があつて、此の記事を見ると、明らかに一萬貫未満場務にも監當官が配置されていた事が知られる。その課額は、河北轉運使が「三千緡以上」にしたいと請うて來たのに對して、天子は「歲課倍其數乃增使臣」と回答したのであるから、課額六千貫以上の場務に監當官を増置した事がわかる。此の記事によつて、一萬貫未満乃至六千貫以上の場務には、その監當官が配置された事が確實に認められる。それでは、六千貫未満場務の監當官はどうなつていたのであるうか。此の記事の六千貫を監當官の下限として、それ以下の場務には監當官は配置しなかつたと結論して良いかと云うと、二つの問題點が残る。第一には、轉運使が三千貫以上場務に監當官を配置したいと請うたのに對し、天子は六千貫以上に配置せよと回答したのであるか

ら、此の時點では監當官は六千貫以上場務に制限配置されたであろうが、年月の推移と共に、轉運使が必要と認められたであろうが、三千貫程度の場務にまで、監當官が普及配置された事が充分考えられる點である。第二には、此の記事には「請差使臣監臨」とあるから、此の時六千貫以上場務に監當官として配置されたのは、當時の用法として使臣即ち「三班使臣」だけであつた點である。二の點について、此の記事が三班使臣の監當官配置だけに關する資料である事を確認するならば、それ以下の官資官員の監當官には何等言及してない事を知るべきで、そうすると、京朝官や高級武官は多く一萬貫以上場務に、三班使臣は多く六千貫乃至三千貫より以上の場務に監當官として配置されていたとしても、幕職官や州縣官などと呼ばれる下級官資に屬する官員が、監當官として六千貫乃至三千貫より以下の場務にいくらでも配置される事は何等妨げはない筈である。事實、これまで掲げて來た三萬貫以上場務或いは一萬貫以上場務等々の資料に、幕職官や州縣官などの監當官としての配置を示す記事が全く見えていないのは、充分に此の考察を裏付ける所である。宋會要食貨二〇酒麴雜錄、天聖五年五月の條に、

權大理少卿公事董希顏言、河北州府縣鎮酒稅務、各有京朝官使臣監當外、轉運司更差諸處得替見任幕職官等、比較侵刻民利、於理不便、詔罷之。

とある記事は、六千貫程度より以上の場務には既に京朝官や三班使臣を監當官として配置しているのであるが、それでも場務収入の確保乃至増徴に不足の際には、路の長官である轉運使が獨自に幕職官や州縣官等を監當官として擧官し、六千貫乃至三千貫より少い課額の小場務に配置していた事を示すものである。このような密度の高い監當官配置は、「侵刻民利」するからとて、これを罷めさせようとしたわけであるが、どの程度に實施されたのか疑わしい。一般に言つて、此の様な轉運使の措置を掣肘するような地方の實際の利害に反する形式的禁止は徹底せぬ事が多くて、續いて西夏との交戦に入った慶曆年間になると、各路の轉運使が財政収入の増收の爲め、獨自の立場で多數の下級官資の監當官を配置する實情のあるのを見ると、六千貫乃至三千貫より少い課額の場務には監當官の配置を禁止し續けたなどとは到底考えられぬ所である。路の財政を任せられた轉運使は、路内の財政収入を増す方策があれば強力に實行

しこそすれ、中央の形式的禁止位では俄かに罷められない財政事情があつたからである。河北轉運使が、此の記事に見られるような下級官資監當官増置の禁止に對して、若干の異議を唱えたであろう事は、少し前に掲げた天聖六年十月の記事に、「天下場務歲課三千緡以上者、請差使臣監臨」とて、幕職官州縣官などの監當官配置制限の代替とも見られる形で三班使臣監當官の増置を請求している事から見ても知られるであろう。此の二記事には深い關係があり、要するに幕職官等下級官資監當官の少額場務配置は、財政事情と關連して伸縮が可能であつたが、後には此の配置は極めて廣範に見られる所であるから、三千貫未滿場務に幕職官州縣官等官資の監當官が此の後永く配置されなかつたとは到底言えない。

さて、各路の轉運使が課額の極めて少い場務でも監當官増置を押し進めた政策の一例は、宋會要食貨二〇酒雜錄、治平四年五月十九日の記事からも見られる。それには、

知諫院邵亢等言、聞陝西轉運司拘收衙前買撲酒場入官、乞特行降黜、詔陝西轉運本司、條析以聞、其後本司言、拘收買撲場務入官、凡二十七處、乃詔、官監一年不及三

千緡以上、卽令買撲如故、自今有係衙前買撲場務却欲拘收入官者、具因依聽裁。

とあって、此の場合は衙前買撲場務を回收して官營場務とし、その監督に監當官を配置したのであるが、その課額は最低三千貫を基準とした事を見れば、監當官の増置策は、相當小額の三千貫程度場務にまでも普及していた事が知られるであろう。そして此の場合でも、監當官配置が三千貫場務にその下限を止められたかどうかは頗る疑問で、詔令にも拘わらず轉運使による實際の監當官配置はもつと下の方まで行われたであろう事が、充分考慮の中に入れられねばならぬ。と云うのは、此の記事は職役に従う衙前への報酬場務として衙前にとって有利な場務を残しておく必要があった爲、衙前買撲場務は三千貫以下の場務を回收するなと規定しただけの事で、衙前買撲でない場務には三千貫未満場務でも監當官を配置して差支えないからである。又、范文正公政府奏議卷下、奏策試方略等人各與緣邊差遣事の記事に、

况沿邊次邊小處判司簿尉并鎮寨中務場、常是闕官、……
(中略)……、臣等欲乞、特降指揮下河北陝西河東轉運

司、應本路策試方略、并南省特奏名人得雜出身試銜齋郎等未該放選、及長司馬士文學助教等、並不理選限者、如願入邊遠、卽相度年未衰老有心力行止勾當得事之人、具保明申奏、與注陝西沿邊次邊小處判司簿尉、內監權新置酒稅等場務者、只與驛券、更不支本官料錢。

とある記事を見ると、范仲淹が陝西の按撫使となつていた當時の西夏李元昊との戦亂の際には、陝西轉運使の財政上の必要性から、場務監當官も相當増置されて、舊置場務の監當官や増置場務の監當官に大幅な官員不足が現出し、大部分の「鎮寨中務場」の監當官は缺員となつていた事が知られる。缺員の多く出たのは課額の極めて少い鎮や寨の小場務監當官であり、その缺員を幕職官州縣官よりも更に官資の低い非公式官員を以て埋めようとするのであるから、それらの幕職官州縣官の官資の監當官でさえも缺員となつていたと見られる場務は、云うまでもなく三千貫よりも相當に少い課額の小場務であつた事は明らかであろう。宋會要食貨の諸統計に見える陝西鎮寨場務の課額は、殆んど皆極めて少い。

此の様に見て來ると、一萬貫未滿三千貫以上程度の課額

の中場務の下の、三千貫未満の小場務にも、主として官資の低い幕職官州縣官流外官等の監當官が、相當廣範に配置されていたであろう事が知られる。それらの監當官配置場務の最低課額は、どの程度のものであつたらうか。長編卷四二八、元祐四年五月甲午の條に、

京西轉運司言、韓城村人物繁盛、場務係百姓撲買、欲乞改爲鎮、創酒稅務、置監官一員、從之。

とあるような、韓城村などの鄉村都市に監當官を配置した記事を見ると、監當官は相當に小規模な場務にも配置されていた事が知られる。ではその課額はどの程度であつたか。その低少な課額を探ってみよう。先づ三班使臣の場合から見ると、歐陽文忠公集卷一一六河東奉使奏草卷下、乞減樂平縣課額劄子の條に、

臣昨至河東、據平定軍知樂平縣孫直方狀、爲本縣酒稅課利錢、舊額四千一百餘貫、本縣不當驛路、舊有兵士四指揮軍營在縣、自慶曆三年三月内移起軍營往并州、在縣只有居民百餘戶、人煙既少、客旅不來、酒稅課利、無由趣辦、本軍亦曾申奏乞行減額、省司下轉運司保明、尋蒙轉運司令、將起移軍營後一年比較重立祖額、只及二千八百

餘貫、亦曾差遼州知州孟濟定奪、及轉運司保明申省、省司指揮、勒本縣收趁課利、不得減額。云々

とある記事があつて、樂平縣の酒と商税との課額合計は、もと四千一百餘貫であつたが、事情によつて實收が二千八百餘貫程度に減少した事が見えている。宋會要の熙寧十年前後の統計にも、樂平縣の商稅課額は一、一八五貫とあり、酒課額は通例商稅より數割多いから一千數百貫程度が見込まれる。此の監當官は、同書同卷、論不才官吏狀の記事に、

臣昨往河東、一路所見官吏内、有全然不任其職須至替移者、今具姓名如後。

一、平定軍樂平縣監酒借職石貴、本是軍中出職、因捉賊不獲、降充監當、其人無識字、又是獨員。云々

とあることから、三班借職の監當官であつた事が知られる。一千貫から二千貫程度の課額の酒場務にも、下級三班使臣の監當官が配置されていた事が認められよう。又、張師正の括異志卷四、石比部の條には、

比部外郎石公弁言、皇祐中始得大理寺丞、監并州之徐溝鎮、……(中略)……、其後嬰兒有疾、召一姥視之曰、

本太原人、隨夫寓此、僅四十年、凡官於此者、無不出入其家、此廨宇亦曩日都監之官舎、「徐溝舊差班行監當、今差京官」今中醫之下者嘗有井、李殿直監臨日、鞭一女使、不勝楚痛、投井而死。云々

という記事があつて、徐溝鎮の場務監當官は軍事職の都監が兼職したり、三班使臣の殿直が當つたり、監鎮官が兼職したりした推移が見られる。此の徐溝鎮の商稅課額は一、七四四貫であり、酒課額も類推し得る。同様に長編卷二一六、熙寧三年十月乙酉の條には、

詔、信州茶鹽稅・泗州僧伽塔・秦州柴墟口岸・睦州酒稅
 ・江寧府織羅務・隰州溫泉稅、舊差內侍監當、自今竝令三班差人、上語輔臣、以課利場務不欲令少年官者與其間故也。

とあつて、秦州柴墟口岸や隰州溫泉縣の商稅務に三班使臣の監當官が配置されていた事が知られる。柴墟口岸商稅務は柴墟鎮商稅務と同じものと思われるが、その課額は一、五九九貫であり、溫泉縣商稅務の課額は一、五五一貫である。此の様に、三千貫未満の低少課額場務でありながら、監當官が配置されていた實例を拾ってみると、先掲の長編

卷一〇六、天聖六年十月甲戌の記事などに見えた所の、課額三千貫乃至六千貫を三班使臣監當官配置の下限としようとする論などは、轉運使を中心とする路財政の實際とは相當遊離したものであつた事が知られる。此の様な低少課額場務への監當官増置は、天聖年間より十年と經ぬ間に起つた西夏侵入の戰亂による財政困難が恐らく主たる原因であつたらうと思われるのであるが、ともかく三班使臣の監當官は隨分低少課額の場務にも配置されるようになった實情が知られると思う。

三班使臣ですらかかる低少課額場務に監當官として配置されているのであるから、官資の低い幕職官や州縣官になると、尚一層の低少課額場務にも監當官として配置される事があつたようである。長編卷一四九、慶曆四年五月己丑の條に、

省河南府潁陽・壽安・偃師・緱氏・河清五縣、並爲鎮、
 逐鎮令轉運司舉幕職州縣官・使臣兩員、監酒稅、仍管勾烟火公事。

とある記事は、三班使臣の監當官と並んで、幕職官・州縣官が監當官として配置されたことを述べているが、此等鎮

とされた所の商稅務の課額は、不明の河清を除くと、潁陽三三八貫、壽安九五二貫、偃師八七三貫、緱氏一、四九五貫である。各酒場務の課額も類推されるが、監當官は各鎮夫々二員配置されているのであるから、千貫未満の場務にも監當官を配置する建前であつたのは確かである。そこで更に長編卷二九〇、元豐元年六月辛酉の條によると、低少課額場務の監當官配置状態が廣範に見られる。即ち、

詔、滄州清池・莫州任邱・霸州文安大城・秦州成紀隴城
清水・延州膚施延長延川・慶州安化合水・全州清湘灌陽
・邵州邵陽武岡・澧州石門慈利十八縣、自今委三班院選
差使臣爲尉、其舊係使臣監當闕、送流内銓差注。

とある記事である。此等十八縣の場務の種類は、ただ「監當闕」とあるだけなので、此の記事からは監當官の種類はわからないが、ともかく縣の治所の場務にも三班使臣の監當官や流内銓で差注される幕職官・州縣官などの監當官が廣く配置されている事が知られる。此等十八縣の商稅場務課額の中から、統計に缺けている慶州の二縣と州治の所在する倚郭縣とを除く八縣の課額を示すと、大城縣二、〇九八、隴城縣三、六一三、清水縣二、一三六、延長縣二二二

〇、延川縣六八五、武岡縣三、二〇四、石門縣二、九〇四、慈利縣三、九〇五貫である。監當官の配置されていた縣治商稅場務の課額は、二千貫乃至三千貫程度が普通で、中には延長縣・延川縣のように千貫にも達せぬ低少な課額のものもあつた事が知られる。而も特に留意すべきは、宋會要の此の商稅統計は熙寧十年統計であつて、長編の此の記事の年次の元豐元年とは僅に一年の開きしかなく、課額と監當官配置との對比關係が極めて密接である點である。

以上述べて來たような監當官配置状態を通觀して來ると、監當官は通説に見える三萬貫以上場務どころではなく、千貫前後の低少課額から以上の場務には、廣範に配置されている事が見出されたと思う。監當官配置場務の最低課額は、更に低少な五百貫程度ではないかとの感さえ深い。課額五百貫以上の場務にも、その大部分に監當官が配置されたのではないかと結論づけ出来る絶好の資料がある。それを最後に掲げると、宋會要食貨五四諸州倉庫、天聖四年正月の條に、

三司言、近敕、「逐路轉運司相度轉州軍外鎮道店商稅場務課利、年額不及千貫至五百貫以下處、許依陝西轉運司

擘畫體例施行、具有無妨礙詣實事狀申奏」、内河東轉運司相度「別無妨礙」、廣南西・荊湖南北・梓州・江南東西・河北・兩浙路轉運司相度到事理、除「乞依舊施行」外、有利州夔州路轉運司相度到「轄下州軍管界鎮務道店商稅場務課利年額不及千貫至五百貫已下處許人認定年額買撲更不差官監管別無妨礙」、省司看詳、欲依逐路轉運司所陳事理施行、從之。

とある記事である。此の記事は、全國に置かれた商稅場務の中で、特にその課額が「千貫より五百貫に至るまでのものに及ばざるより以下の處」即ち五百貫未満の商稅場務の管理法をどうするかについて、劃一的に論じたものである。これによると、利州路・夔州路の五百貫未満商稅場務は原則として買撲法による民營に任せられたことはわかるが、廣南西路以下の南支那地方と河北路との五百貫未満商稅場務の管理は「依舊施行」とあるだけで不明であり、陝西路・河東路の五百貫未満商稅場務管理も、「依陝西轉運司擘畫體例施行」とあるだけで五百貫未満でも監管官を置いたような節も見えるが良くはわからない。だが此の記事に見える三地域の商稅場務管理法を通じて云えるのは、「課

利年額不及千貫至五百貫已下處、許人認定年額買撲、更不差官監管」の句から見て、五百貫未満場務の上に位置する千貫乃至五百貫の商稅場務は、「差官監管」の範圍内にあったのが明らかである事である。「差官監管」の句は「差監管」なら文句なく監管官を配置したことになるのであるが、「差官監管」とある以上、若干その意味を慎重に取って、此の句を監管官を配置したという意味だけに限定せず、その場務を管域下に置く州縣の他の職務官員の兼職監督の意味をも含めて差支えない。ともかく、五百貫未満場務を指す爲に、わざわざ「不及千貫至五百貫以下處」と云っているのは、五百貫未満場務より一段階上には「不及千貫至五百貫」の場務群があつて、その場務群には又その上に位置する千貫以上場務とは若干異なる管理法があつたからではないかと思われる。此の記事は商稅場務の場合であるが、その他の場務の場合でも、千貫乃至五百貫場務については同様の管理法があつたものと思われる。此の記事の天聖四年という時期は、監管官配置の普及については重要且つ微妙な年代で、此の記事の内容は先に掲げた宋會要食貨二〇、天聖五年五月の記事や、長編卷一〇六、天聖六年十月甲戌の

記事の内容とは、監當官配置の普及度について若干ズレがひどいように見えるが、實は此の記事に見えるように千貫以上場務には確かに監當官配置が普及していたからこそ、天聖五年五月の記事に見えるように、權大理少卿公事董希顔から「河北州府縣鎮酒稅務、各有京朝官使臣監當外、

轉運司更差諸處得替見任幕職官等、比較侵刻民利、於理不便、詔罷之」と監當官配置の徹底普及に對して反對論が出たのであり、又天聖六年十月の記事に見えるように、河北轉運使からは廣範な監當官配置體制を引き締める爲に三千貫以上場務には三班使臣を配置したいとの意見が出されたものと考えられる。董希顔の監當官配置普及に對する反對論が出たからとて、三千貫未滿千貫以上程度の小場務監當官の配置普及が停止されたとは到底考え難い事は、千貫未滿五百貫以上場務にも「差官監管」として監當官を配置し得る管理法が既に認められていることや、その後の低少課額場務監當官配置の實際を示す記事によって知られる所である。千貫以上場務に監當官の配置が普及すると、遠からず千貫未滿五百貫以上場務も「差官監管」の管理法より監當官を常置する確實な管理體制に進むのが、財政政策の進展

から見ても當然であつたらう。だから、その後の監當官配置は、課額千貫を割る五百貫程度の場務にも多く見られることとなるのである。してみると、「不及千貫至五百貫」程度の課額の場務とは、監當官配置場務の最下限である事が知られる。

以上の考察から、北宋盛時の監當官は、上は三萬貫以上の巨大場務から、下は課額最低五百貫程度の低少場務に至るまで、隅なく配置されていた事が考證されたと思う。此の様な廣範な監當官配置に當つては、場務の大小による重要度の相違から、三萬貫以上場務とか一萬貫以上場務とか一萬貫未滿場務とかの段階があり、重要場務には高級京朝官や高級武官を配置し、中等場務には下級京官や高級三班使臣等を配置し、下等場務には下級三班使臣や幕職官・州縣官を配置する體制が出来た。三班使臣以上の官員には、俸祿の外に職務給である添支が支給されて、比較的給與が多いが、幕職官・州縣官や流外官に至つては添支の規定が無く給與が少いので、五百貫程度の低少課額場務に監當官として配置しても、人件費が比較的負擔にならぬので、かくも低少課額場務にも稠密に監當官を配置する事が可能で

あつたのであろう。

かくして最後に、監當官が配置されたと見られる五百貫以上場務を對象として統計的結論を出すと、初に私見を述べたように、北宋盛時の熙寧元豐年間の前後では、宋會要輯稿食貨の諸統計に見える全國約二千地點の都市の中、その八割約千六百地點の都市の官營場務に監當官が配置されていたという結論に達するのである。正式官員である監當官の此のような配置の廣範且つ稠密な事は、その場務經營に參與する吏人・衙前の職役人との關係や、場務と何等かの商業的繫りを持つ商人との關係に於いて、注目すべき意味をも有するのである。

註

(1) 幸徹「北宋の過稅制度」(史淵第八三輯) 參照。

(2) 幸徹「北宋時代の官營場務における監當官について」(東方學第二十七輯) 參照。

(3) 幸徹「北宋時代に於ける監當官の地位」(東洋史學第二六輯) 參照。

(4) 宋會要輯稿食貨の鹽・酒麴・商稅の各統計に見える場務數である。

(5) 先掲「北宋時代の官營場務における監當官について」參照。

(6) 宋晞「宋史研究論叢」中の「宋代的商稅網」參照。

(7) 原文に「小吏臣」とあるのは、「小使臣」が正しい。

(8) 原文には「三月」とあるが、「六月」が正しい。

(9) 先掲「北宋時代に於ける監當官の地位」參照。

(10) 此の記事の意味内容は後述する。

(11) 給の字は、原典より引用句讀する際の誤りで不要である。

(12) 幕職官には實職を州廳に有するものと、實職を州廳に有さず略の長官である轉運使の命令によつて種々の職務につくものがあった。兩者は合せて州毎に定員が規定されているが、監當官

の職務につく幕職官は勿論後者である。長編卷九五、天禧四年正月丙子の記事等參照。

(13) 監當官の課額達成責任規定は至る所の資料に見られるが、一例を挙げると、長編卷一一一「明道元年十月乙卯の條に、「詔災傷州軍監臨官虧課而已經科罰者、勿以爲負」とある記事がある。

「賞罰不及於監當」などと云う事はあり得ない。

(14) 王林の燕翼詒謀錄の記事には、この外にも北宋の資料や事情にうとくて誤つた解釋を附したものが無くもない。卷三、「設法賣酒」の設法の語義の解釋の如きもそうで、本來は策略を設けて酒を賣る意味を、彈壓法を設けて酒を賣るの意に曲解し新法の悪口を言つている有様である。

(15) 周藤吉之「宋朝國史の食貨志と宋史食貨志との關係」(東洋學報第四十三卷第三號)の論考は、殘念ながらまだ此の記事の考證には及んでいない。

(16) 宋會要食貨二〇に似た記事がある。

(17) 原文に鹽とあるのを訂正。

(18) 述の字意味不明である。

監當官名稱	商稅額	年時	人名	官資	出典
監平郷縣酒稅	九二六	熙明前	竇舜卿	三班使臣	宋史列傳一〇八
監懷仁縣酒	三二	〃中	張某	三班使臣	揮麈三錄卷二
監陳橋鎮鹽稅	二〇六	〃後	宗室令瑛	三班使臣	范太史集卷五二
監寶保鎮酒稅	七二四	〃後	趙先之	三班使臣	宋會要職官六八
監龍泉鎮酒	三五九	〃前	折推寧	三班使臣	長編卷一一六
監集津鎮鹽稅	四八七	〃前	康文德	三班使臣	長編卷一〇二
監赤水鎮酒	七〇八	〃前	裴鎮	三班使臣	畫邊錄卷數ナシ
監西溪鎮鹽稅	九九二	〃前	范仲淹	三班使臣	長編卷一〇四
監岐亭鎮茶鹽酒稅	五七一	〃前	句希仲	京朝官	臨川集卷九五

(19) 原文に「銀錢」とあるのを訂正。
 (20) 馬端臨は文獻通考卷十四征權考一の「仁宗時詔云々」の條に於いて、此の記事の意味を誤解し、歲課が倍增したら監當官も増員するとの意味にとっている。
 (21) 監鎮官とは、宋會要職官四八鎮將に、哲宗正史職官志を引いて、「諸鎮監官、掌管邏盜竊及煙火之禁、兼征稅權酷則掌其出納會計」と述べられている官員である。
 (22) 此の外にも、千貫未滿場務にして監當官が配置されていた例を、一應目に止まったものだけ集録すると左表の通り。作表の都合を考えて出典は卷數を示すだけに止めた。

監石溪鎮酒稅	六五七	〃中	楊茂盛	三班使臣	長編卷三四八
監順安鎮酒稅	三七五	〃前	王某	京朝官	臨川集卷九六
監烏沙頭鎮鹽酒稅	九三	〃前	龍惟亮	三班使臣	宋會要食貨三三

(23) 「詔罷之」とある記事は、實際に天子が詔を發して罷めさせた意味ではなくて、董希顔自身が詔を發して之を罷めさせましようと言じた意味にとるのが妥當であらう。